



熊本県公報

号外 第15号
令和7年(2025年)
3月31日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
..... (学校人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 令和7年度における授業料の納付の猶予に係る特例規定を設けることとした。
(附則第3項関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第28号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和23年熊本県条例第18号)の一部を
次のように改正する。

附則を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和23年4月1日から施行する。
(県立学校諸証明手数料徴収条例の廃止)
- 2 県立学校諸証明手数料徴収条例(昭和22年熊本県条例第34号)は、廃止する。
(令和7年度における授業料の納付の猶予の特例)
- 3 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「生徒(通信制の課程の生徒を除く。)」とあるのは「生徒」と、「又は同法」とあるのは「若しくは同法」と、「場合」とあるのは「場合又は知事が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための交付金等の交付が見込まれる場合」と、「第2項」とあるのは「前2項」と、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」とあるのは「知事が指定する期間」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。